

行政資料 pickup!



バックナンバーはこちらから
医療関係者向け情報サイト
「武田テバDI-net」定期情報誌
<https://www.med.takeda-teva.com/di-net/opdbox/info/index.html>

2024年度診療報酬改定答申より処方等に係る評価の再編について

中央社会保険医療協議会は2024年2月14日、2024年度診療報酬改定を厚生労働大臣に答申しました。これにより、個別改定項目（いわゆる短冊）の具体的な点数が明らかになりました。その中から、処方等に係る評価の再編についての内容をご紹介します。

一般名処方加算

一般名処方加算の要件に、医薬品の供給不足等の場合における治療計画の見直し等に対応できる体制の整備や、患者さんへの説明・院内掲示等の項目が追加され、点数は3点アップします。

現行

<算定要件>

薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付した場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる点数を処方箋の交付1回につきそれぞれ所定点数に加算する。

- 一般名処方加算 1 7点
- 一般名処方加算 2 5点



改定案

<算定要件>

別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付した場合は、当該処方箋の内容に応じ、次に掲げる点数を処方箋の交付1回につきそれぞれ所定点数に加算する。

- 一般名処方加算 1 **10点**
- 一般名処方加算 2 **8点**

<施設基準>

- ① 薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、**医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明すること**について、当該保険医療機関の**見やすい場所に掲示**していること。
- ② ①の掲示事項について、原則として、**ウェブサイトに掲載**していること。

<経過措置>

2025年5月31日までの間に限り、②に該当するものとみなす。

※

一般名処方加算1:後発医薬品のある全ての医薬品(2品目以上の場合に限る)が一般名処方されている場合

一般名処方加算2:1品目でも一般名処方されたものが含まれている場合

後発医薬品使用体制加算・外来後発医薬品使用体制加算

要件に医薬品の供給が不足等した場合における治療計画の見直し等に対応できる体制の整備や患者さんへの説明・院内掲示等の項目が追加されます。

<追加される施設基準>

1. **医薬品の供給が不足等した場合**に当該保険医療機関における**治療計画等**の見直しを行う等、**適切に対応する体制**を有していること。
2. 後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨、1.の体制に関する事項、医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があること、変更する場合には患者さんに十分に説明することについて、当該保険医療機関の**見やすい場所に掲示**していること。
3. 2.の掲示事項について、原則として、**ウェブサイトに掲載**していること。

<経過措置>

ウェブサイトへの掲示については、2025年5月31日までの間に限り該当するものとみなす。

点数については、後発医薬品使用体制加算は40点、外来後発医薬品使用体制加算3点ずつアップします。

後発医薬品使用体制加算 ※医療機関の後発医薬品使用体制に対する評価で、入院初日に算定可能。

	後発医薬品の置換え率	現行	改定案
後発医薬品使用体制加算 1	90%以上	47点	<u>87点</u>
後発医薬品使用体制加算 2	85%以上	42点	<u>82点</u>
後発医薬品使用体制加算 3	75%以上	37点	<u>77点</u>

外来後発医薬品使用体制加算 ※診療所の後発医薬品使用体制に対する評価で、1処方につき算定可能。

	後発医薬品の置換え率	現行	改定案
外来後発医薬品使用体制加算 1	90%以上	5点	<u>8点</u>
外来後発医薬品使用体制加算 2	85%以上	4点	<u>7点</u>
外来後発医薬品使用体制加算 3	75%以上	2点	<u>5点</u>

後発医薬品調剤体制加算には変更はない模様です。

また、薬剤情報提供料と処方箋料については、医療DXの推進による効率的な処方体系の整備が進められていることなどから、点数が見直されます。

薬剤情報提供料 ※院内処方の医療機関の外来患者さんに対する処方薬の文書での情報提供の評価で、月1回(処方変更があった場合は都度)算定可能。

	現行	改定案
薬剤情報提供料	10点	<u>4点</u>

処方箋料 ※処方箋を交付した場合に、交付1回につき算定する。

	適用される場合	現行	改定案
1	3種類以上の抗不安薬・睡眠薬・抗うつ薬・抗精神病薬又は4種類以上の抗不安薬及び睡眠薬の投薬(臨時の投薬等のもの及び3種類の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を患者の病状等によりやむを得ず投与するものを除く。)を行った場合	28点	<u>20点</u>
2	1 以外の場合であって、7種類以上の内服薬の投薬*1を行った場合又は不安若しくは不眠の症状を有する患者に対して1年以上継続して別に厚生労働大臣が定める薬剤の投薬*2を行った場合	40点	<u>32点</u>
3	1 及び 2 以外の場合	68点	<u>60点</u>

*1: 臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のもの・地域包括診療加算を算定するものを除く。

*2: 当該症状を有する患者に対する診療を行うにつき十分な経験を有する医師が行う場合又は精神科の医師の助言を得ている場合その他これに準ずる場合を除く。

個別改定項目について (厚生労働省) <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001210969.pdf> を加工して作成

本資料は、2024年2月14日時点の情報に基づき、編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

発行: 武田テバファーマ株式会社 営業本部

NPS-JP-01217 @2024.2 GP-0073

Teva Takeda Pharma Ltd.